

松阪市 安全で安心なまちづくりの 推進に関する行動計画 (第二期)



平成31年 3月

松 阪 市

- 目 次 -

第1章 はじめに	1
1-1 行動計画（第二期）策定	1
第2章 計画の基本的な考え方	2
2-1 計画の目的	2
2-2 計画の名称	2
2-3 計画の取り組む分野	2
2-4 計画の位置づけ	3
2-5 計画期間	3
第3章 計画の推進体制・構成	4
3-1 推進体制	4
3-2 計画の構成	5
第4章 交通安全対策	6
4-1 基本的な目標	6
4-2 現状と課題	6
4-3 「市民意識調査」結果（抜粋）	7
4-4 取組課題	8
4-5 行動計画の指標	9
4-6 具体的な行動	9
第5章 防犯対策	11
5-1 基本的な目標	11
5-2 現状と課題	11
5-3 「市民意識調査」結果（抜粋）	13
5-4 取組課題	14
5-5 行動計画の指標	14
5-6 具体的な行動	14

第6章 自殺対策	18
6-1 基本的な目標	18
6-2 現状と課題	18
6-3 取組課題	20
6-4 行動計画の指標	20
6-5 具体的な行動	20
第7章 高齢者の安全対策	23
7-1 基本的な目標	23
7-2 現状と課題	23
7-3 取組課題	24
7-4 行動計画の指標	25
7-5 具体的な行動	25
第8章 子どもの安全対策	27
8-1 基本的な目標	27
児童虐待について	
8-2 現状と課題	27
8-3 取組課題	28
8-4 行動計画の指標	28
8-5 具体的な行動	28
児童・生徒のスマートフォン・インターネット等による問題について	
8-6 現状と課題	29
8-7 アンケート調査結果(抜粋)	30
8-8 取組課題	30
8-9 行動計画の指標	30
8-10 具体的な行動	31
第9章 災害対策	
9-1 基本的な目標	32
9-2 現状と課題	32

9-3 「市民意識調査」結果(抜粋)	33
9-4 取組課題	34
9-5 行動計画の指標	34
9-6 具体的な行動	35
第10章 おわりに	37
資料編	38
1 松阪市安全・安心施策推進協議会 委員名簿	38
2 松阪市市民生活・安全防犯条例	39
3 松阪市安全・安心施策推進協議会規則	42
4 用語集	44

1-1 行動計画（第二期）の策定

近年、私たちを取り巻く環境は、情報化や高齢化などの社会情勢の変化により、地域社会における連帯感や規範意識の希薄化が顕著になっています。

安全で安心なまちづくりは、本市の将来の発展に不可欠な要素であり、市民の皆さまが心豊かに快適な生活を送ることができるまちを実現していくためには、地域や市が抱えている様々な課題について、地域・行政・関係機関などが連携・協働し、実効性のある取組を実施していく必要があります。

松阪市では、既存の組織を統合して、平成27年6月に「松阪市安全・安心施策推進協議会」を設立し、交通安全対策など6分野での分科会において協議を重ね、安全で安心なまちづくりを進め、地域や行政などが共通の認識を持って課題に取り組む指針として、平成28年3月に「松阪市生活安全・安心行動計画」策定しました。

本行動計画策定後、3年が経過しましたが、計画の目標値を達成したもの、届かないもの、また、新たな課題が出てきたものもありました。

今回、改定時期を迎えるにあたり、取組内容を精査し、従来の計画を加筆・修正して、より一層、地域や関係団体等との連携を取るべく、行動計画を改定いたしました。

第2章

計画の基本的な考え方

2-1 計画の目的

安全で安心なまちづくりの観点から、事故などの予防施策や課題解決のため、地域と協働しながら、本市として取り組む具体的施策を計画すること、そして自主的な地域活動への積極的な支援、そのほか様々な環境整備をするなど、安全で安心に暮らせるまちづくりを推進していくことを目的とします。

2-2 計画の名称

本計画の名称は「松阪市安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画」とします。

2-3 計画の取り組む分野

安全・安心なまちづくりを推進するために、以下の6つの分野に取り組むものとします。

	取組分野
①	交通安全対策
②	防犯対策
③	自殺対策
④	高齢者の安全対策
⑤	子どもの安全対策
⑥	災害対策

2-4 計画の位置づけ

本計画は、『松阪市市民生活安全・安心防犯条例』に基づいて、安全で安心なまちづくりを推進するための計画です。

また、本市の「松阪市総合計画～住みやすさ進行中！バージョンアップ松阪～」(※1)を上位計画として、それぞれの分野の課題をさらに詳細に、ピックアップして取り上げることで、他の計画を下支えする性質を持つものとしします。

2-5 計画期間

計画期間は、平成31年度から2021年度(平成33年度)までの3年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて見直しを行い、より効果的かつ効率的に行動計画の展開に努めます。

第3章

計画の推進体制・構成

3-1 推進体制

(1) 松阪市安全・安心施策推進協議会

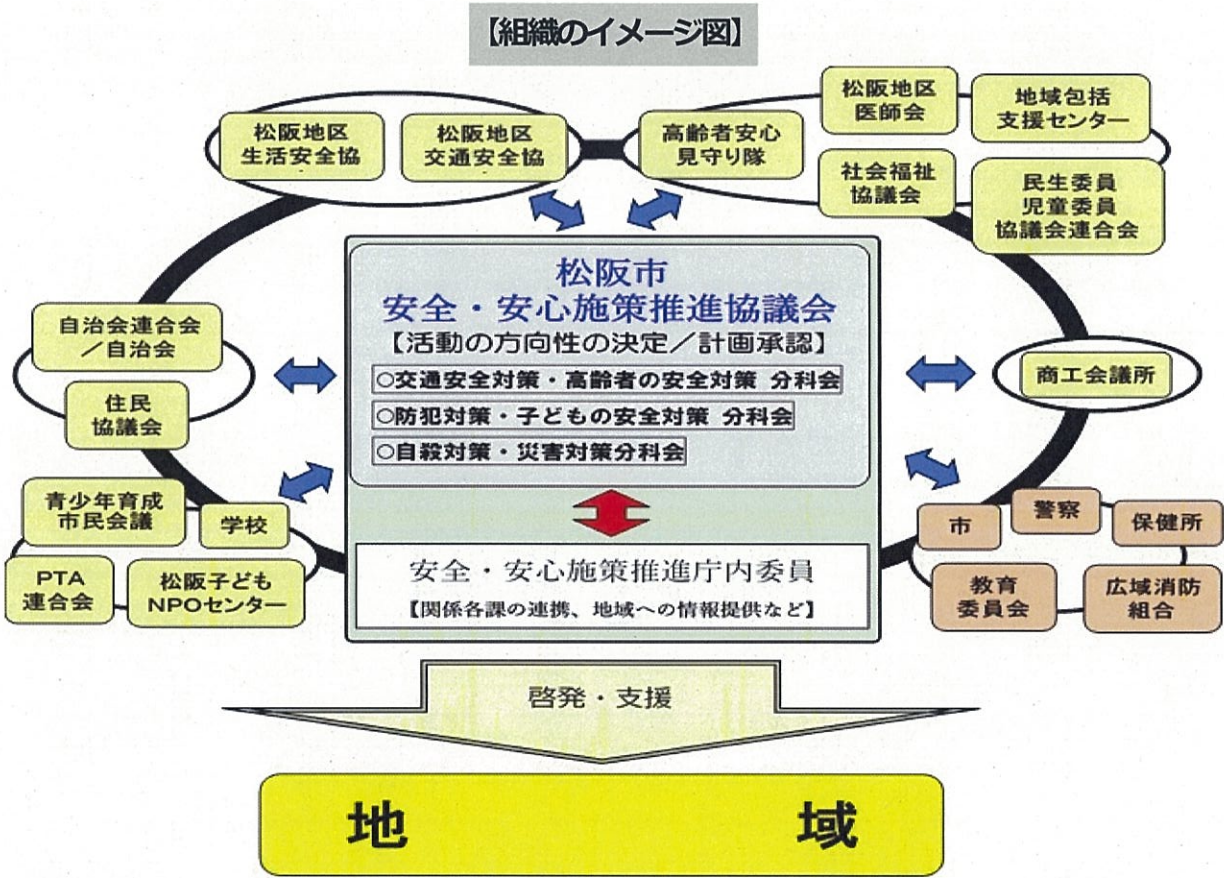
本市の安全で安心なまちづくりに関する取組を総合的に推進する体制として、自治会、住民協議会、市、警察署などの団体に構成される「松阪市安全・安心施策推進協議会」により、計画の推進を図ります。

(2) 分科会

分野別の取組を関係団体や関係機関が推進していくため、本協議会内に3つの分科会を構成して、情報共有を図るとともに、分野別の取組を推進していきます。

(3) 庁内委員会

庁内関係部局で構成される「安全・安心施策推進庁内委員会」により、本計画の分野別取組について担当課を中心に推進し、具体的な取組を進めていきます。



3-2 計画の構成

(1) 基本的な目標

松阪市総合計画の市民と共有するまちづくりへの基本的な目標を記載しています。

(2) 現状と課題

各分野における本市を取り巻く現状と課題を掲載しています。

(3) 『市民意識調査』結果(抜粋)、『スマートフォン等の使用に関する実態調査』結果(抜粋)

松阪市が実施する市民意識調査結果について、関連する項目を抜粋して掲載しています。

なお、P30に掲載しているスマートフォン等の使用に関する実態調査結果は三重県教育委員会が実施したものを一部抜粋したものとっております。

(4) 取組課題

提言書における提案を参考としつつ、内容の類似するものを整理、優先順位、実現の是非などについて協議を行い、各分野における取組課題を選定しました。

(5) 行動計画の指標

平成31年以降3か年の行動計画を評価するため、2021年度(平成33年度)における目標を設定し、同年度までには目標に到達するために計画を推進します。

(6) 具体的な行動

安全で安心なまちづくりを実現することを目的として、市や関係機関・団体、地域が推進すべき具体的な取組について、主な取組・概要・推進主体を掲載しています。

第4章

交通安全対策

4-1 基本的な目標

マナーの向上を果たし交通事故が少ないまちづくり

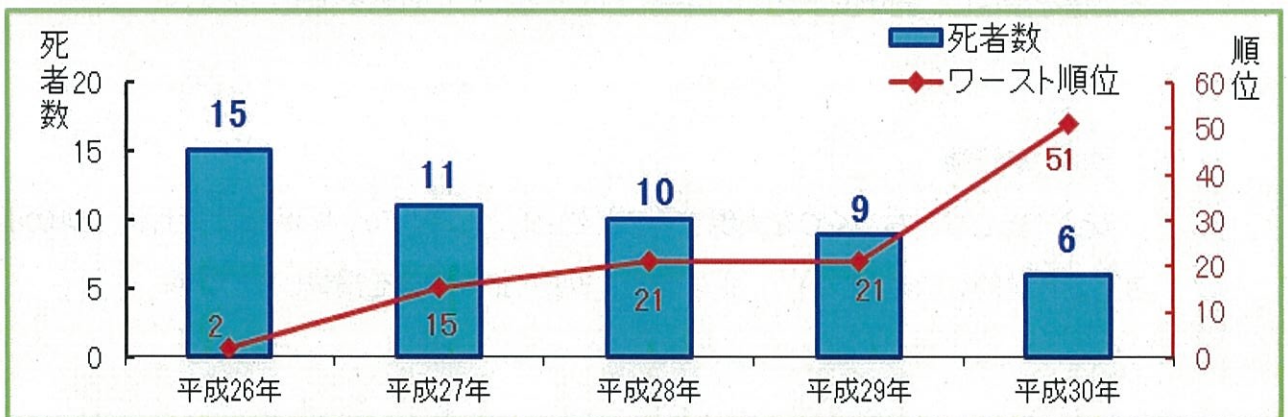
交通事故から市民の生命、身体及び財産を守るため、交通安全意識の高揚や交通ルールの遵守、正しい交通マナーの向上に取り組み、交通死亡事故ゼロ及び交通事故負傷者数の減少を目指します。

4-2 現状と課題

(1) 現状

- ① 人口10万人あたりの交通事故死者数は常に全国上位です。
- ② 総事故件数、飲酒運転、ひき逃げ、当て逃げなど、県下で常に上位に位置しています。
- ③ 近年5年間の累計では、歩行者などの交通弱者の死亡事故が約5割を占めます。
- ④ 同様の累計で、交通事故死者の約6割が65歳以上の高齢者です。

【図表1】全国人口10万人以上都市中のワースト順位の推移(平成26年～平成30年)



区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
死者数	15	11	10	9	6
ワースト順位	2	15	21	21	51

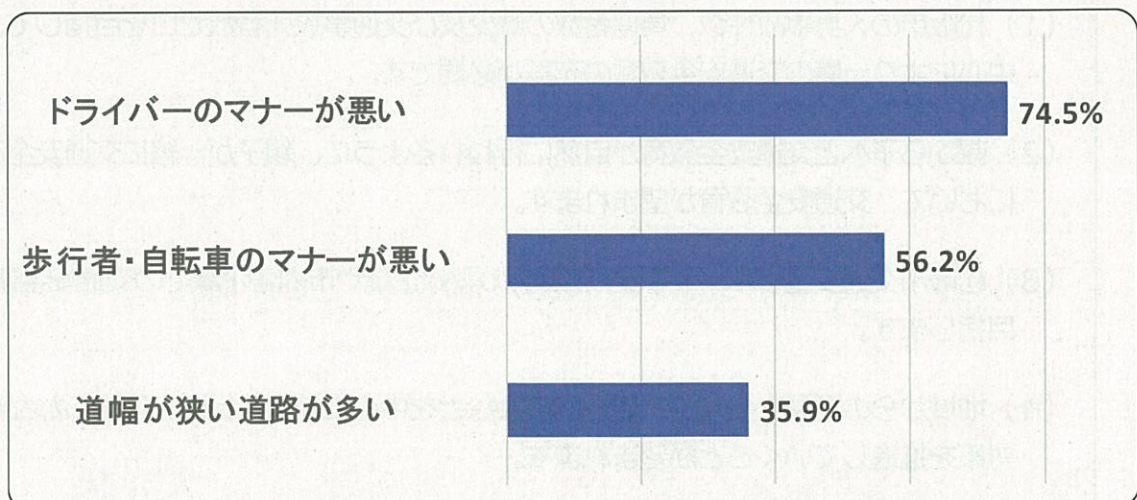
(2) 課題

- ① 交通マナーの悪さが目立ちます。
 - ・一時停止無視、横断歩道での横断歩行者妨害が後を絶たない状況です。
 - ・黄信号で止まるドライバーは少ない。信号無視の車両も未だ減少に至らない状況です。
 - ・信号待ちから逃れるために、生活道路を抜け道として利用するドライバーが後を絶たない状況です。
 - ・自転車を含め、車を運転中の「ながらスマホ」を多く見かけます。
- ② 交差点など危険が予測される場所のハード整備が不十分です。
 - ・カーブミラーやカラー舗装には一定の効果が見られますが、ハード面での対策が必要と思われる箇所が未だ多く存在します。
- ③ 地域が把握している交通事故危険箇所の周知・啓発が不十分です。
 - ・ゾーン30(※2)の取組やランプ(※3)設置など、住民からの働きかけにより地域の内外を巻き込んで交通安全に取り組むような活動が必要であると思慮されます。

4-3 『市民意識調査』結果(抜粋)

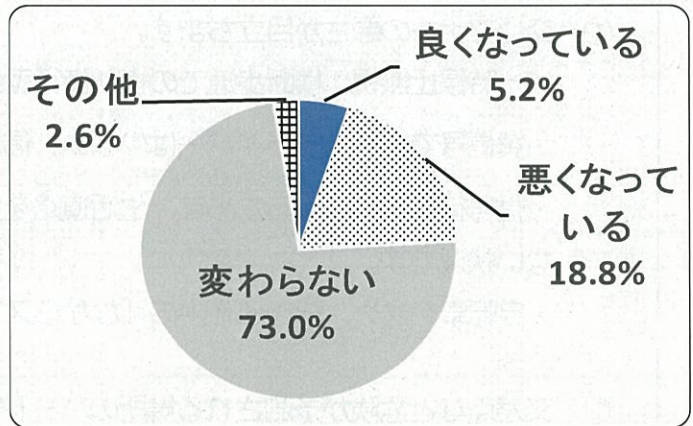
(1) 松阪市で交通事故が多い原因は何だと思いますか (複数回答)

・ドライバーのマナーが悪い	74.5%
・歩行者・自転車のマナーが悪い	56.2%
・道幅が狭い道路が多い	35.9%



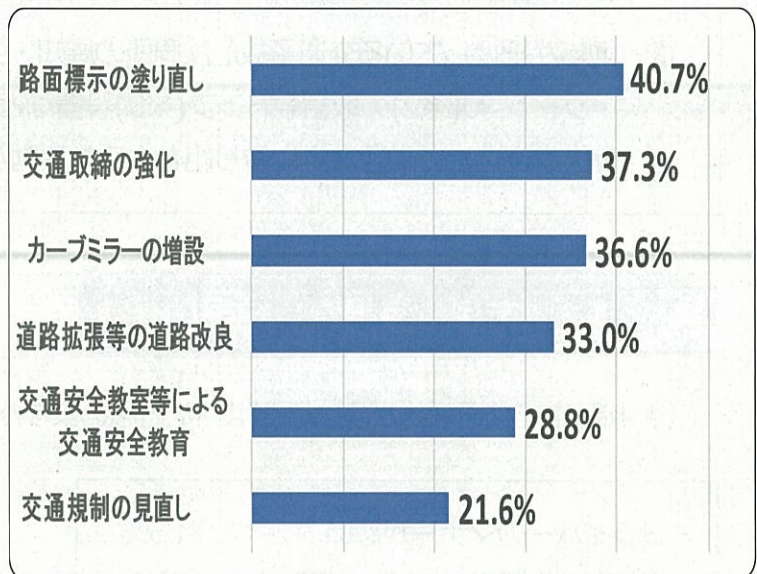
(2) 松阪市で運転をするドライバーの交通ルールの遵守やマナーなど、最近良くなっていると感じたことがありますか

・良くなっている	5.2%
・悪くなっている	18.8%
・変わらない	73.0%
・その他	2.6%



(3) 交通事故を減らすためには、どのような活動が必要だと思いますか（複数回答）

・路面標示の塗り直し	40.7%
・交通取締の強化	37.3%
・カーブミラーの増設	36.6%
・道路拡張等の道路改良	33.0%
・交通安全教室等による交通安全教育	28.8%
・交通規制の見直し	21.6%



4-4 取組課題

- (1) 松阪市の人身事故件数、負傷者数の減少及び交通事故死者数ゼロを目指して、高齢者を中心により一層の交通安全教育の充実が必要です。
- (2) 親から子へと交通安全教育が自然に行われるように、親子が一緒に交通安全を学べる場において、交通安全教育が望めます。
- (3) 松阪市交通安全サポート事業所(※4)の登録企業や市内各企業での交通安全研修の実施を目指します。
- (4) 地域からの意見を生かし、住民協議会などを中心に警察、行政と連携しながら取り組む対策を推進していくことが望めます。

4-5 行動計画の指標

目標設定指標	基準値（平成 29 年中）	目標値（2021 年〈平成 33 年〉中）
人身事故件数	514 件	257 件以下(50 %減)
負傷者数	637 人	318 人以下(50 %減)
死者数	9 人	5 人以下(50 %減) ☆最終目標はゼロを目指す
松阪市交通安全サポート事業所の登録数	30 事業所	60 事業所

4-6 具体的な行動

(1) 交通ルール・マナーの向上

① 主な取組

- 松阪市交通安全サポート事業所の登録事業を推進します。
- 松阪市交通指導員(※5)の業務を見直し、スキルアップ研修を実施します。
- 運転免許証更新者を対象にマナーアップ啓発に取り組みます。

② 概 要

交通事故を減少させるためには、年齢層に応じた交通安全教室、警察、交通安全協会などの関係機関・団体と連携した広報啓発活動だけではなく、地域に密着した交通安全対策を継続して実施する必要があります。

このため、平成 27 年度より実施している松阪市交通安全サポート事業所の登録事業所数の継続拡充、登録事業所に対して交通安全研修の提案、登録事業所と連携した交通安全対策を行い、企業全体で交通安全に取り組むことで従業員及びその家族、地域住民の交通安全意識を高め、交通事故の減少を図ります。また、松阪市交通指導員については、従来の通学路における交通安全指導に加え、地域における交通安全リーダーとして、地域の高齢者等への交通安全指導も併せて実施し、高齢者の交通事故防止を図ります。

さらに、ドライバーへの啓発として、自動車学校や警察と連携し、自動車学校の卒業生や運転免許証更新者に交通ルールの遵守、マナーアップに関するチラシを配布し、交通事故の防止に努めます。

③ 推進主体

市（地域安全対策課・松阪警察署・地域(自治会、住民協議会等)・事業所

(2) 地域と行政が連携協働した活動の実施

① 主な取組

- 親子と一緒に学ぶことで、交通ルール遵守、マナー啓発に取り組みます。
- 学校と連携して自転車利用者の交通マナー向上に取り組みます。
- 道路危険箇所や交通事故多発箇所の道路の整備に関し継続的に取り組みます。

② 概要

本市では交通事故を減少させる活動として、まず、親子と一緒に交通安全を学ぶ場を設けることに取り組みます。

よって、親から子へと自然に交通安全教育が行われる環境を目指します。

併せて、将来、車のドライバーとなる子ども世代に対し、自転車の正しい運転方法、交通ルール等指導し、以後、長期的な視野で自転車、車の両面で交通のマナーアップ向上を目指します。

また、市民からの要望も踏まえた道路危険箇所の改善や交通事故多発箇所に対する道路環境の整備を継続的に実施します。

③ 推進主体

市（地域安全対策課、教育委員会学校教育課、教育委員会学校支援課）・松阪警察署・地域(自治会、住民協議会等)・道路管理者・事業所

第5章

防犯対策

5-1 基本的な目標

地域コミュニティを高め安心して暮らせるまちづくり

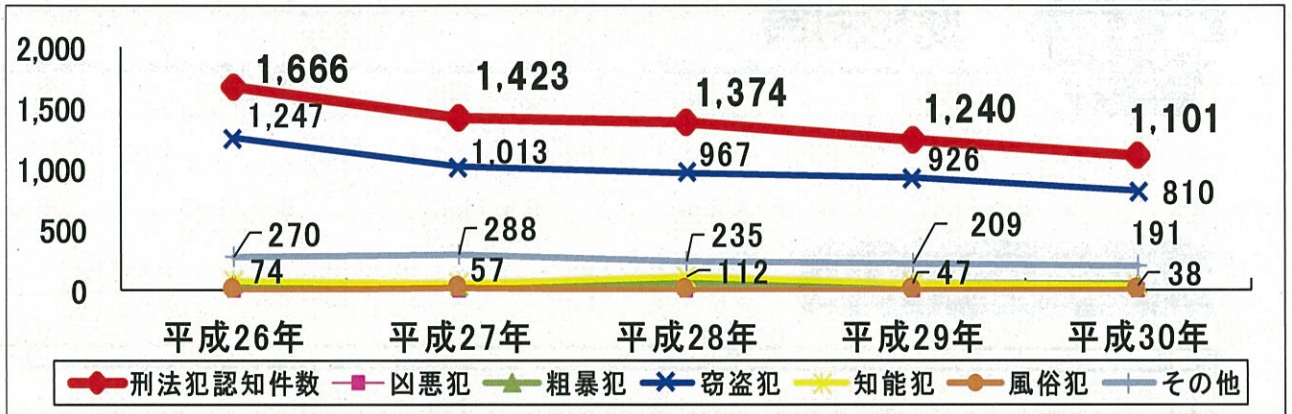
地域、事業者、警察などの関係機関・団体との協働及び連携を強化するとともに、自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、「犯罪のない」、「犯罪被害に遭わない」、「暴力のない」安全で安心な明るい地域社会の実現を目指します。

5-2 現状と課題

(1) 現状

- ① 犯罪認知件数は、三重県、松阪警察署管内ともに平成14年をピークに減少しています。平成26年から平成30年の5年間においても、減少傾向にあります。
- ② 不審者事案は、市内においても発生しており、不審者に狙われる被害の対象としては、女性や児童が多数を占めています。
- ③ 特殊詐欺（※6）に係る被害額は減少傾向にあるものの、件数については終息に至っておらず、詐欺が疑われる不審な電話も依然として発生しており、予断を許さない状況です。
- ④ 全体的な犯罪認知件数は減少しつつあるとはいえ、重大・凶悪な事件自体は発生し続けており、楽観できない状況が続いています。

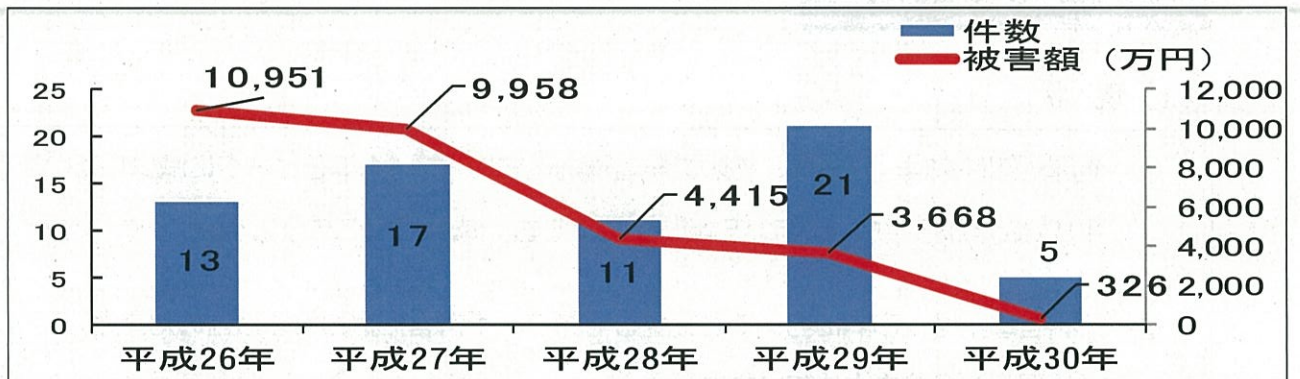
【図表2】松阪市の犯罪認知件数の推移（平成26年～平成30年）



年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
刑法犯認知件数	1,666	1,423	1,374	1,240	1,101
凶悪犯	8	2	3	4	1
粗暴犯	59	42	52	54	54
窃盗犯	1,247	1,013	967	926	810
知能犯	74	57	112	47	38
風俗犯	8	21	5	0	7
その他	270	288	235	209	191

※平成30年は暫定値

【図表3】松阪市の特殊詐欺発生件数及び被害額（平成26年～平成30年）



	平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年	
	件数	被害額 (万円)	件数	被害額 (万円)	件数	被害額 (万円)	件数	被害額 (万円)	件数	被害額 (万円)
オレオレ詐欺	0	0	4	720	4	1,914	7	770	1	100
架空請求詐欺	9	4,950	4	150	3	113	11	2,681	3	25
融資保証金詐欺	1	75	2	38	1	278	0	0	1	201
還付金等詐欺	0	0	0	0	1	100	3	217	0	0
「振り込み詐欺」合計	10	5,025	10	908	9	2,405	21	3,668	5	326
金融商品等取引名目の詐欺	3	5,926	5	8,359	2	2,010	0	0	0	0
異性との交際あっせん名目詐欺	0	0	1	571	0	0	0	0	0	0
ギャンブル必勝法情報提供名目詐欺	0	0	1	120	0	0	0	0	0	0
その他の特殊詐欺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
「振り込み詐欺以外」合計	3	5,926	7	9,050	2	2,010	0	0	0	0
特殊詐欺合計	13	10,951	17	9,958	11	4,415	21	3,668	5	326

※平成30年は暫定値

(2) 課題

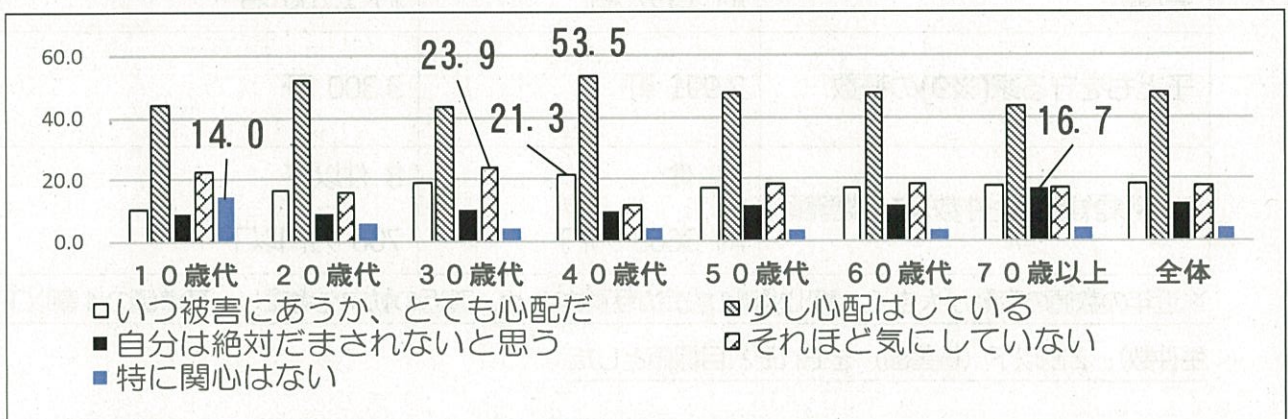
- ① 住民の体感治安が改善されているとは言えません。
 - 犯罪認知件数は減少傾向にありますが、空き巣や自転車盗等の住民に身近な犯罪は発生し続けています。
 - 振り込め詐欺をはじめとした特殊詐欺被害は未だ終息に至っていません。
- ② 自主防犯パトロール団体(※7)の登録数が伸び悩んでいます。
 - 青色回転灯防犯パトロール団体(※8)などを中心に自主防犯活動に積極的に取り組んでおりますが、近年、団体数及び実施者数において伸び悩みがみられます。

5-3 『市民意識調査』結果(抜粋)

(1) 松阪市では、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺が増えています。特殊詐欺についてどう考えていますか。

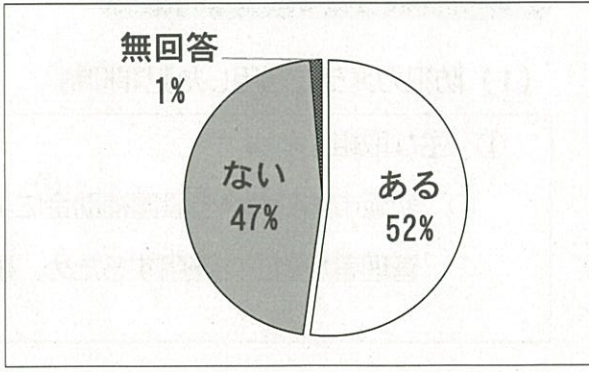
各年代別、最多回答

- ・いつ被害にあうか、とても心配だ 21.3% (40歳代)
- ・少し心配はしている 53.5% (40歳代)
- ・自分は絶対だまされないと思う 16.7% (70歳代以上)
- ・それほど気にしていない 23.9% (30歳代)
- ・特に関心はない 14.0% (10歳代)



(2) 詐欺の疑いのある電話やハガキなどが来たことがありますか。

- ・ある 52.0%
- ・ない 47.0%
- ・無回答 1.0%



5-4 取組課題

- (1) 地域で、子どもだけではなく、女性、高齢者も含めて見守っていく体制が必要です。また、保護者との交流を持てる環境づくりに取り組むことが望めます。
- (2) 住民協議会や自治会、自主防犯パトロール団体などの地域が中心となって地域の安全を守るような地域づくりを更に推進していくことが必要です。
- (3) 企業や店舗に、見守り活動への協力をより積極的に働きかけていくことが望めます。
- (4) 青少年が集まる場所や施設において、防犯灯を設置するなど、人目につきやすくするなど、監視体制の整備・管理の徹底をより推進していくことが望めます。
- (5) 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害に歯止めをかけるために、地域と行政が一体となって、地域に根差した対策を行っていくことが望めます。

5-5 行動計画の指標

目標設定指標	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (2021 年 (平成 33 年度))
自主防犯パトロール団体数及び 会員数	42 団体 約 1597 名	45 団体 約 1,700 名
子どもを守る家(※9)の軒数	2,991 軒	3,300 軒
※特殊詐欺発生件数及び被害額	21 件 約 3668 万円	8 件以下 700 万円以下

※近年の数値の変動が大きく、算出根拠の設定が困難なため、直近の動向を考慮し、基準値の4割以下（発生件数）、2割以下（被害額）をそれぞれ目標値とした

5-6 具体的な行動

(1) 防犯カメラを活用した犯罪抑制

① 主な取組

- 松阪市防犯カメラ設置補助金により、自治会の防犯カメラ設置を支援します。
- 管理者が適正に運用するため、事業所・行政・地域間の連携体制を構築します。

概 要

全国的に児童などを対象とした凶悪な事件が多発している昨今、防犯カメラの映像が事件解決のきっかけになるなど、クローズアップされる機会が多くなってきており、防犯カメラへの需用は年々高まっています。平成 27 年 12 月、三重県により「三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(※10)」を制定され、自治会からも防犯カメラ設置補助への要望が高まったことから、平成 30 年度より「松阪市防犯カメラ設置補助金」制度を設立しました。併せて「松阪市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」、「松阪市防犯カメラ設置補助金交付要綱」を制定し、三重県警察・松阪市・地域等と協力体制をつくり、適正な防犯カメラの運用を推進していきます。また、公園など過去に器物損壊被害があった市の施設についても、防犯カメラの導入の推進を図っていきます。

③ 推進主体

市(地域安全対策課)・松阪警察署・地域(自治会、住民協議会等)・事業所

(2) 地域と連携した防犯対策の推進

① 主な取組

- 夜行反射材付ベストなどを着用した防犯パトロール活動の活発化を図ることを目的として、自主防犯パトロール団体活動を積極的に支援し、団体数の増加を図ります。
- 地域とともに「子どもを守る家」の軒数を増やし、防犯対策の強化を図ります。
- 街灯、防犯灯の設置について、地域や道路管理者などの協力のもと、夜間でも明るいまちづくりを推進します。
- 地域と行政が一体となり地域に根差した対策を推進し、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害の抑止を図ります。
- 「地域ふれあいタウンウォッチング(※11)」を開催し、防犯だけでなく、交通安全や防災について、こどもが自ら考え、学ぶ場とします。

また、こどもと保護者、地域住民、教職員、行政が一緒になって、学校周辺の危険箇所などについて考え、今後の地域づくりのきっかけをつくることを目的とします。

② 概 要

松阪市の刑法犯認知件数は、大幅な減少傾向にあるものの、平成 30 年には、空き巣、忍び込みが増加に転ずるなど、住民に身近な犯罪は発生し続けており、体感治安が改善されているとは言えない状況にあります。

このため、犯罪者へ「見せる」取組及び主な防犯対策について、以下の施策に取り組んでいきます。

- 夜光反射材付ベストなどを着用した地域防犯パトロール活動の更なる充実を図り、犯罪抑止を推進していきます。

自治会や住民協議会、松阪地区生活安全協会など関係団体との体制を見直し、地域防犯活動の規模拡大を推進していきます。

- 自主防犯パトロール活動を積極的に支援し、更なる犯罪抑止を推進していきます。青色防犯パトロール新規加入団体には、ドライブレコーダーを支給するなどして、「動く防犯カメラ」による犯罪抑止を図っていきます。

- 「子どもを守る家」の軒数の増加を図り、犯罪抑止を推進していきます。

自治会、住民協議会をはじめとした地域、学校、松阪市自主防犯パトロール団体と連携した体制をつくるなどして、「子どもを守る家」の軒数を増やし、視覚からの犯罪抑止を図り、児童が安心して生活できる環境の強化を推進します。

- 防犯灯や街灯の設置状況を見直し、夜間でも明るいまちの実現を図り、犯罪抑止を推進します

防犯灯については自治会や住民協議会などの地域、街灯については道路管理者とそれぞれ維持管理が異なる中、防犯灯については、住民協議会を統括する担当部局に、防犯灯の増設や LED 化修繕などへの市民の要望の反映を要請するほか、街灯についても道路管理者に要請し、夜間でも明るいまちの実現を図っていきます。

- 増加傾向にある振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害を抑止するため、市民に身近な啓発を実施していきます。

出前講座の開催や、イベントでの啓発活動などで、身近に起こりうる犯罪であることを理解してもらうための対策を推進していきます

- 「地域ふれあいタウンウォッチング」について、引き続き実施していきます。

平成 27 年度より実施のいる同事業について、内容の改善を図りつつ、交通安全、防犯、防災についての理解を進め、児童だけでなく、地域や学校、行政が一体となって取り組み、安全・安心なまちづくりのための意識向上を図ります。

③ 推進主体

市(地域安全対策課)・学校・松阪警察署・地域(自治会、住民協議会等)・事業所・道路管理者

(3) 犯罪被害者支援の推進

① 主な取組

- 犯罪被害者支援窓口(※12)によるスムーズな事務、関係機関への連絡などにより、利用者の負担軽減を図ります。
- 支援窓口のPRを進めていくほか、市として実施すべき支援策を推進していきます。

② 概 要

松阪市の刑法犯認知件数は平成14年をピークに減少し、平成29年の認知件数はその三分の一以下である1,240件となっており、数字の上では良い傾向にあると言えます。

しかし、犯罪の“撲滅”という意味では未だ道半ばであり、それらの被害に遭われる方は毎年のように生まれています。

犯罪被害者等は、かけがえのない生命や健康、財産を奪われるといった被害に加え、周囲からの配慮に欠けた対応による精神的被害を受けたりすることもあります。また、さまざまな手続きに係る時間や労力などの身体的及び精神的負担、経済的な損失など、副次的な被害が生じることも少なくありません。

誰もが犯罪の被害者になる可能性がある今日、犯罪防止や犯罪被害者等のための様々な取組や支援を推進することが、犯罪被害者等の権利利益の保護・回復につながります。

松阪市では、市民の誰もが当事者になる可能性があることを鑑み、平成30年9月に「犯罪被害者支援窓口」を設立しましたが、事務のワンストップ化、スムーズな情報伝達など市関係課及び関係機関との連携を図る体制作りを推進していくほか、みえ犯罪被害者総合支援センターと連携を取りつつ、犯罪被害者が直面する問題について、市として対応すべき施策を推進していきます。

③ 推進主体

市(地域安全対策課、戸籍住民課、保険年金課、高齢者支援課ほか)・学校・松阪警察署・みえ犯罪被害者総合支援センター・地域(自治会、住民協議会等)

第6章

自殺対策

6-1 基本的な目標

人権が尊重されるまちづくり

「松阪市人権のまちづくり条例」に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる差別をなくすための行動を促すとともに、全ての人々が希望と誇りを持って社会に参加できる地域社会の実現を目指します。また、自殺対策におきましては「松阪市自殺対策推進計画」に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない松阪市の実現を目指します。

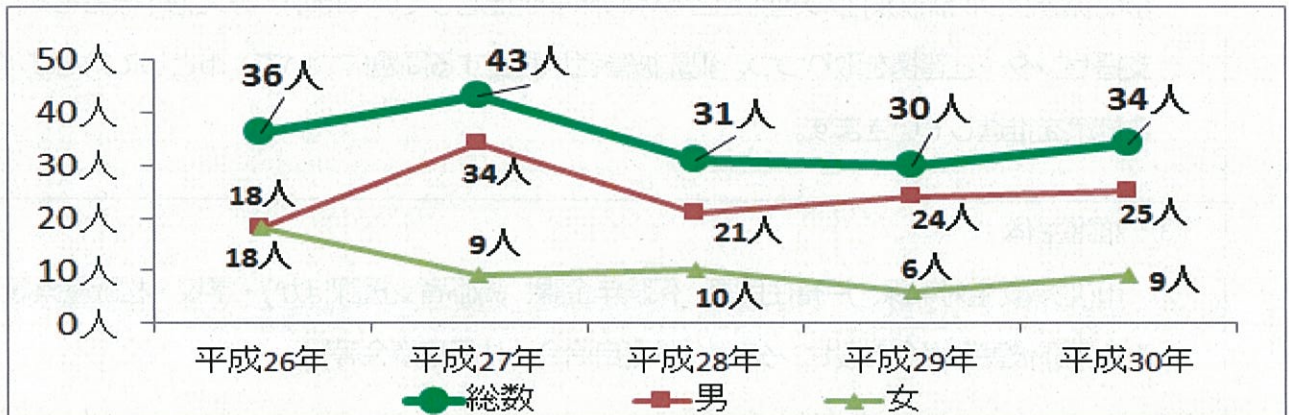
6-2 現状と課題

(1) 現状

【平成26年から平成29年までの本市の自殺者の状況】

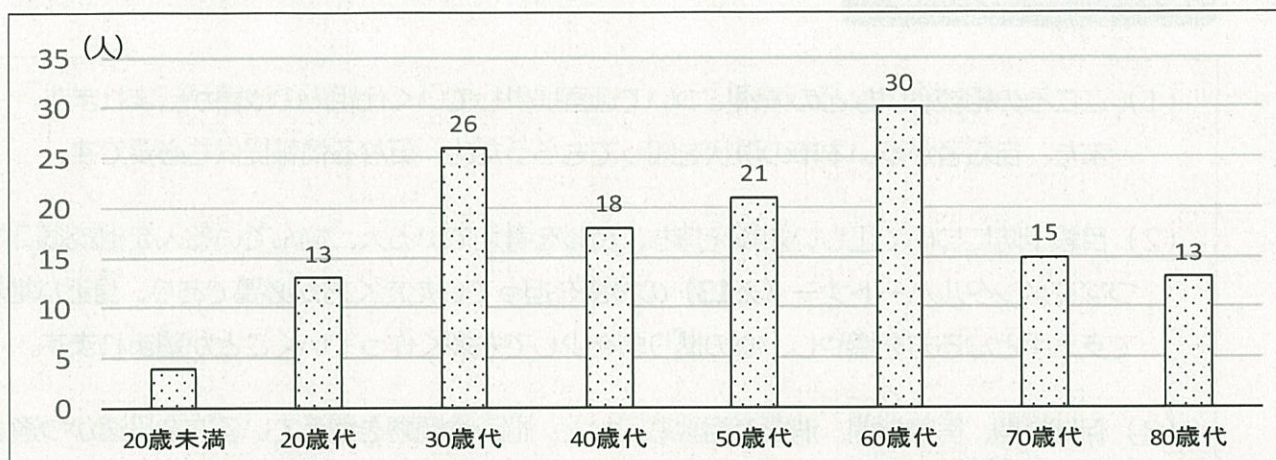
- ① 4年間で年平均35人と依然として高い水準であり、本市では自殺は深刻な問題です。
- ② 自殺者は男性が約7割です。
- ③ 自殺者は60歳代が多く、次いで30歳代が多い状況です。
- ④ 自殺者における有職者と無職者の比率は、37対63となっています。
- ⑤ 自殺の原因・動機は「健康問題」が最も多く、次いで経済・生活問題が多い状況です。

【図表4】 松阪市の男女別自殺者数（平成26～30年）



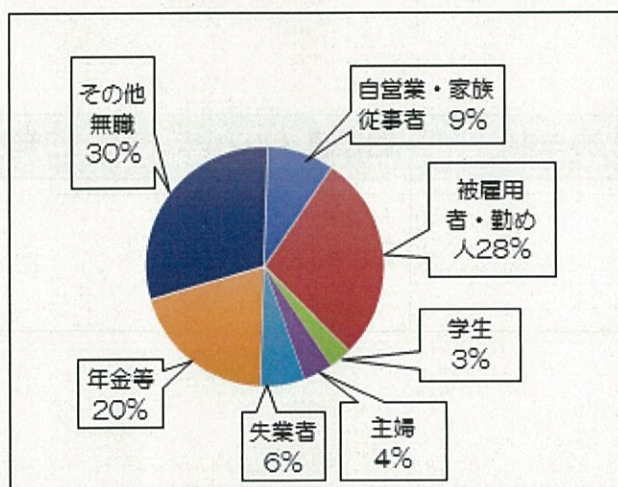
【出典】 自殺統計 ※平成30年は暫定値

【図表5】年代別自殺者数（平成26～29年）

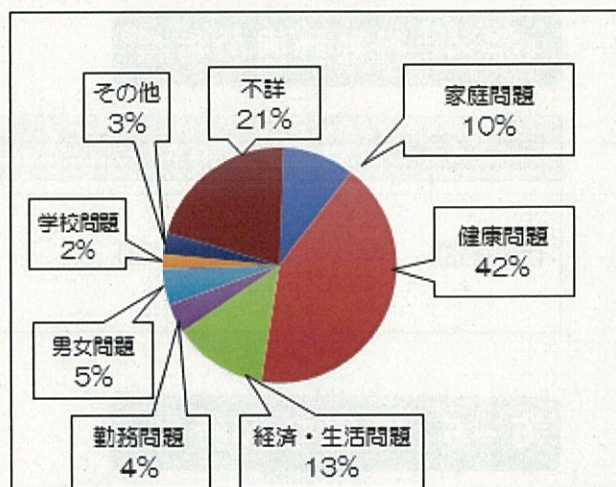


【出典】自殺統計 ※5人以上を表記

【図表6】自殺者の職業別（平成26～29年）



【図表7】自殺の原因・動機別（平成26～29年）



【出典】自殺統計

(2) 課題

- ① 自殺の原因・動機は「健康問題」が高い割合を示しています。
 - 自殺における原因・動機については、さまざまな要因が複合的に絡み合っています。
 - 健康問題に悩みを持つ人が多く、心の病などの病気を抱えている人が、誰にも悩みなどを打ち明けることができずに自殺へと至ってしまうケースが多くなっています。
 - 心の病気などは本人が一番辛いものですが、本人や家族を相談機関につなぎ、地域において受け入れていく環境の構築、サポートする体制の充実が必要です。
- ② 自殺の現状についての周知が求められています。
 - 本市において自殺者数は依然として高い状況です。
 - 一人で悩みを抱え込まず、相談機関や相談窓口へたどりつける状況が必要です。

6-3 取組課題

- (1) こころの相談窓口などの情報について適宜提供していく仕組みの改善が望まれます。
また、自殺者が多い本市の現状を知ってもらうため、更なる情報提供も必要です。
- (2) 自殺予防について正しい知識を持ち、自殺を考えている人、悩んでいる人を相談窓口へつなぐメンタルパートナー（※13）の役割を担っていただく方が必要であり、身近な地域で支え手となる方を増やし、心の拠り所を少しでも多く作っていくことが望まれます。
- (3) 保健機関、医療機関、消費者相談窓口など、悩みや問題を抱えている方を迅速かつ適切に導くことができるようなネットワークを強化し推進していくことが望まれます。

6-4 行動計画の指標

目標設定指標	基準値（平成29年中）	目標値（2021年〈平成33年度〉）
自殺者数	30人	26人以下

6-5 具体的な行動

(1) 自殺予防の更なる充実

- ① 主な取組
 - 自殺状況に関する情報提供、自殺予防に関する注意喚起を図ります。

② 概要

本市における自殺者数は、平成26年から平成29年まで依然として高い状況であり、深刻な問題です。また、平成29年における本市の自殺者数（30人）は三重県全体の自殺者数（329人）の約9.1%を占めています。

自殺は決して他人事ではなく身近に起こり得ることであること、また、本市の現状を知ってもらうため、松阪市ホームページ、広報まつさか等、メディアを活用して情報提供を進めていきます。

1. 地域におけるネットワークの強化

・庁内関係課、地域、関係医療機関、保健所等との連携の強化を図ります。

2. 自殺対策を支える人材の育成

・市民に対するメンタルパートナーの講座を実施し、さまざまな職種、一般市民に向けた自殺対策に関する講座、研修等を開催します。

3. 市民への啓発と通知

・街頭啓発、自殺予防講演会・イベント等を開催し、メディア等を活用した啓発活動に努めます。また、地域や家庭と連携した啓発活動を行います。

4. 生きることの促進要因への支援

・さまざまな問題を抱えた市民の早期発見に努めるとともに、相談活動や見守り活動から自殺リスクを抱える可能性のある人への支援を実施します。また、幼児・児童生徒・成人・介護者等を対象とした居場所づくりの強化を図ります。

特に、高齢者は、死別や離別、病気や孤立等をきっかけに複数の問題を連鎖的に抱え込み結果的に高齢者の自殺リスクは急速に高まることがあります。高齢者向けの支援の情報発信、見守りをつなぎ、地域づくりを推進します。また、生きることの阻害要因のひとつである生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」として、就労支援、生活改善支援、多重債務相談等関係機関と連携を図りながら支援します。

③ 推進主体

松阪市自殺対策連絡会議（職員課、地域安全対策課、人権・男女共同参画課、地域福祉課、障がい福祉課、保護課、高齢者支援課、介護保険課、健康づくり課、こども支援課、商工政策課、学校支援課。）・地域（自治会、住民協議会等）・事業所・松阪保健所

(2) 自殺予防に関する対策の推進、自殺予防環境の強化

① 主な取組

- メンタルパートナー研修の更なる充実を図ります。
- 健康相談、債務相談などの合同相談会をはじめとした悩み相談会を開催します。

② 概要

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。身近な家族、友人、地域、職場等で悩んでいる人を相談窓口へつないでいただくことで、自殺予防を図ることを目的としたメンタルパートナー講座を市民向けに実施し、見守りやネットワークの強化を図ります。

1人でも多くの方に、メンタルパートナーとしての意識を持っていただき、専門性の有無に関わらず、それぞれの立場でできる行動を起こすことが自殺対策につながります。

また、9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間には、街頭啓発活動や講演会の開催、保健師による健康相談、司法書士による多重債務相談など、一つの会場でいくつもの相談ができる合同相談会を開催しています。これらの取組の更なる充実、周知を進め、自殺予防を図ります。

また、生きることの促進要因への支援については、本市において既に行われているさまざまな事業と連携し自殺リスクを抱える可能性のある人等が支援を得られるよう、誰も自殺に追い込まれることのない松阪市の実現を目指して取り組みます。

③推進主体

- ・松阪市自殺対策連絡会議（職員課、地域安全対策課、人権・男女共同参画課、地域福祉課、障がい福祉課、保護課、高齢者支援課、介護保険課、健康づくり課、こども支援課、商工政策課、学校支援課）・地域（自治会、住民協議会等）・事業所・松阪保健所

第7章

高齢者の安全

7-1 基本的な目標

高齢者が生きがいのあるまちづくり

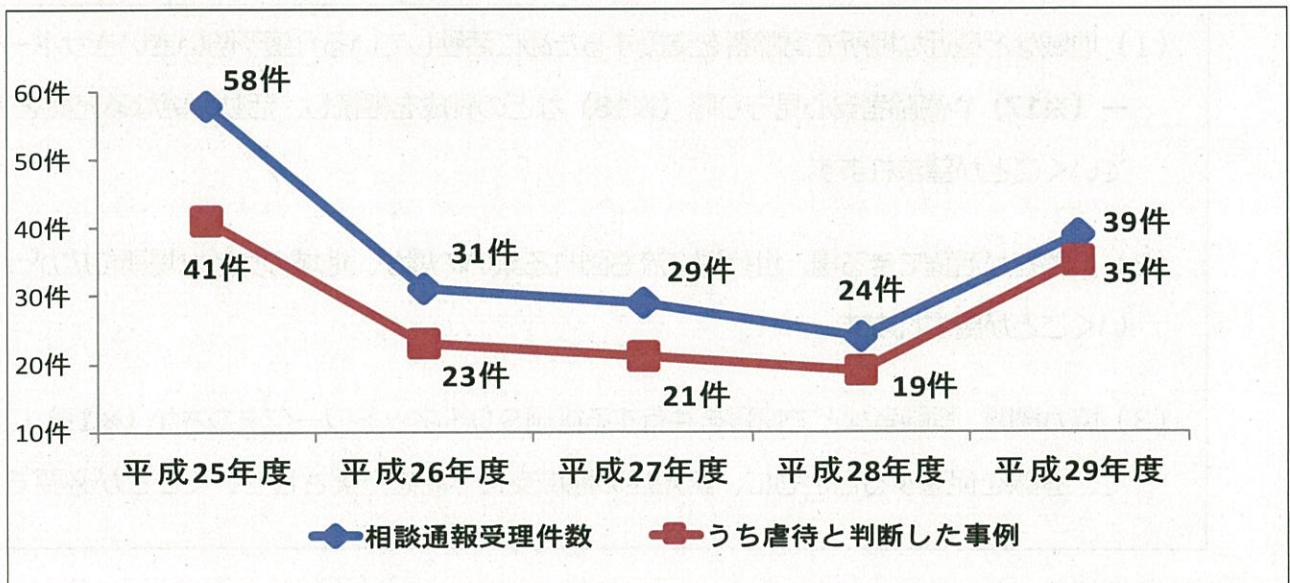
高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らし続けられる仕組みづくり（地域包括ケアシステム（※14））の構築と、一人ひとりの尊厳が守られ、その人らしい生活が送れるよう地域のネットワークの充実に取り組みます。

7-2 現状と課題

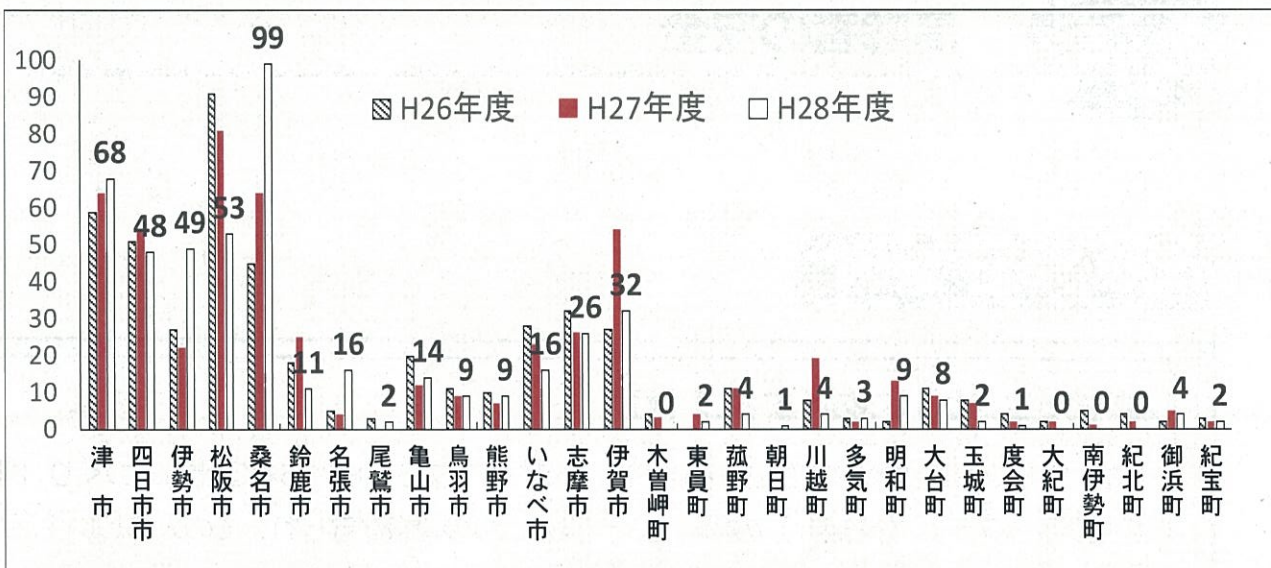
(1) 現状

- ① 今後、高齢化が進む中で、地域で取り組む介護予防や見守り活動が求められています。
- ② 高齢者虐待（※15）相談受理事件数は、近年5年間の年平均で約37件であり、被害者の約8割が高齢女性となっています。
- ③ 高齢者虐待の原因は、経済・健康・家族問題が複雑に影響している事例が多くを占めています。

【図表8】松阪市における相談通報受理事件数の推移（平成25年度～平成29年度）



【図表9】県下各市町における相談通報受理件数の推移（平成26年度～平成28年度）



(2) 課題

- ① 地域包括ケアシステムの構築などによる介護保険法の改正に基づき、公的なサービスだけでなく地域の力も活用しながら高齢者を支えていくための多様なサービスの創設や充実が望まれるなか、今後、地域に密着している地域包括支援センター（※16）の更なる周知が不可欠です。
- ② 市関係部局及び関係機関が適切な情報共有を行い、連携していくことが必要です。高齢者虐待の原因は、様々な要因が重なっているケースが多いので、平常時から支援関係者間で情報共有し、早期の対応に繋げていくことが望まれます。

7-3 取組課題

- (1) 地域など身近な場所で高齢者を支援するために活動している介護予防いきいきサポーター（※17）や高齢者安心見守り隊（※18）などの養成を継続し、活動の更なる充実を図っていくことが望まれます。
- (2) 高齢者が活躍できる場、世代間交流も図れる集いの場が、地域の身近な場所に広がっていくことが望まれます。
- (3) 協力機関、登録者などで情報を共有する徘徊SOSネットワークまつさか（※19）について、登録を促進するとともに、認知症の地域支援体制を充実させていくことが必要です。

7-4 行動計画の指標

目標設定指標	基準値 (平成 29 年度)	目標値 (2021 年 (平成 33 年度))
認知症サポーター (※20) 数	22,069 人	30,000 人
介護予防いきいきサポーター登録者数	600 人	800 人
高齢者安心見守り隊登録者数	1,185 人	1,200 人
高齢者ボランティアポイント事業 (※21) 登録者 (ささえさん) 数	363 人	450 人
お元気応援ポイント事業 (※22) 登録団体数	436 団体	540 団体
徘徊SOSネットワークまつさか配信協力者数	1,226 人	1,400 人

7-5 具体的な行動

(1) 高齢者支援団体などによるボランティア活動の推進

① 主な取組

- 介護予防いきいきサポーターや高齢者安心見守り隊などの養成、活動の推進を図ります。
- 運動・介護予防のための高齢者が活躍できる集いの場や高齢者の社会参加の増加により、地域の自助・互助が促進されるよう取り組みます。

② 概要

介護予防いきいきサポーターは、介護予防や健康づくりについて学び、介護予防に関する活動を行うほか、高齢者安心見守り隊など的高齢者支援ボランティアは、認知症高齢者やその家族の身近な理解者としての見守りを行い、認知症に関する活動などに協力しております。

こうしたボランティアの活動内容などを、広報まつさかで掲載をしています。今後も広報掲載の継続をするとともに、松阪市ホームページでも活動紹介などができるよう市民への広報を充実します。

また、高齢者を地域のみんなで支えあい、安心して暮らせるまちづくりのため、介護予防や運動に取り組める場所づくりをすすめるなか、高齢者自身が活躍できる場、世代間交流も図れる集いの場が、地域の身近な場所で広げていくことができるよう検討していきます。

③ 推進主体

市(高齢者支援課)・地域(自治会、住民協議会ほか)・事業所・松阪市社会福祉協議会・地域包括支援センター

(2) 高齢者の見守り体制の更なる推進

① 主な取組

- 徘徊SOSネットワークまつさかの充実・推進を図ります。

② 概要

認知症などが原因で徘徊等により行方が分からなくなったなどの事例が発生した際、事前に登録いただいた協力機関や協力者でメールによるネットワークにより情報を共有し、できるだけ早く、ご家族の元に戻れるようにするためのシステムとして、「徘徊SOSネットワークまつさか」があります。

今後は、このシステムへの登録者数の増加を図りつつ、振り込め詐欺をはじめとした高齢者の安全に関する情報も積極的に提供できる体制を推進していきます。

③ 推進主体

市(高齢者支援課、地域住民課)・多気郡3町担当課・事業所・松阪市社会福祉協議会・地域包括支援センター・警察署・消防署・「高齢者にやさしいまちづくり協定」締結企業

第8章

子どもの安全

8-1 基本的な目標

地域全体で次世代を担う子どもたちの成長を支援するまちづくり

子ども一人ひとりの権利が尊重され、子どもたちが地域の中ですくすくと育つことができる環境を実現します。

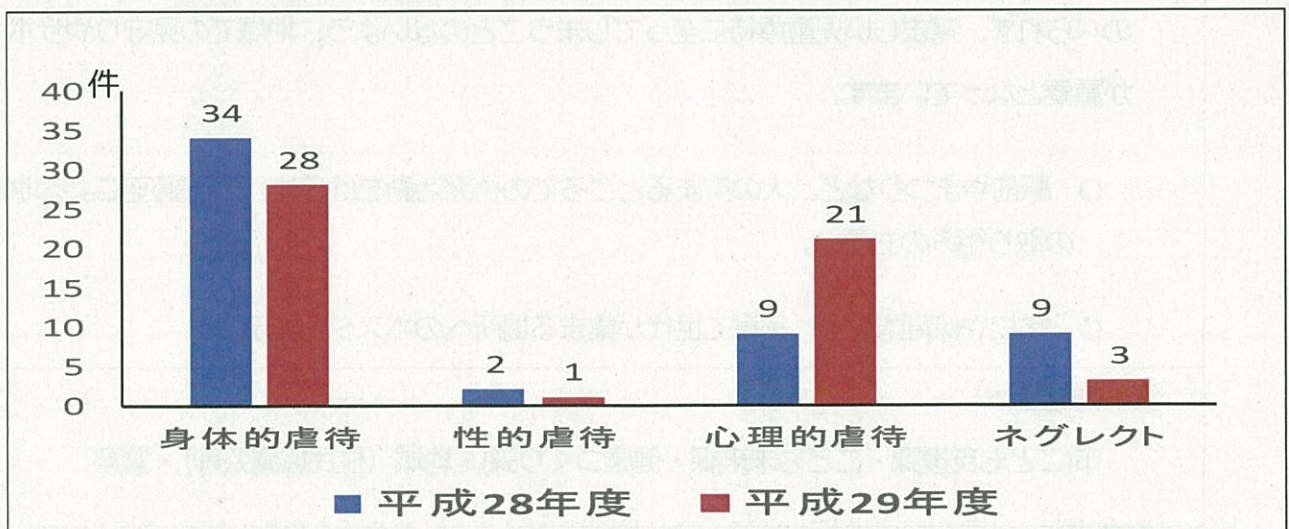
児童虐待（※23）について

8-2 現状と課題

(1) 現状

- ① 全国、三重県における児童虐待相談対応件数は大幅に増加しています。
本市においては、平成28年度に54件、平成29年度に53件となっています。
- ② 全国的にも心理的虐待（面前DV（※24））が増加傾向にあります。

【図表10】松阪市における児童虐待に関する虐待の種類別相談状況（平成28年度、29年度）



8-3 取組課題

- (1) 児童虐待通告用全国共通ダイヤル「189」(※25) について、より広く周知する必要があります。
- (2) 住民協議会が中心となって、養育者の心のよりどころとなる集まりや場所を積極的につくっていき、地域全体で子育てをサポートできる仕組みづくりを推進していくことが望まれます。

8-4 行動計画の指標

目標設定指標	基準値 (平成29年度)	目標値 (2021年 (平成33年度))
児童虐待件防止啓発の実施	5回	7回

8-5 具体的な行動

(1) 広報啓発の推進

① 主な取組

- 学校・保育幼稚園・警察・児童相談所等と連携して啓発活動を行い、家庭・地域等の社会全般にわたり児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、広報・啓発活動を実施します。

② 概要

妊娠・出産・育児期の家庭では、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱え、周囲の支えを必要としている場合があります。こうした家庭に適切な支援が差しのべられず、痛ましい児童虐待に至ってしまうことのないよう、地域での見守りやサポートが重要となっています。

- 駅前やまつりなど、人の集まる場所での啓発活動をはじめ、出前講座による地域での取り組みのお願い。
- 学校や保育園など、子育て世代が集まる場所へのポスター掲示。

③ 推進主体

市(こども支援課・こども未来課・健康づくり課)・地域(住民協議会等)・警察

児童・生徒のスマートフォン・インターネット等による問題について

8-6 現状と課題

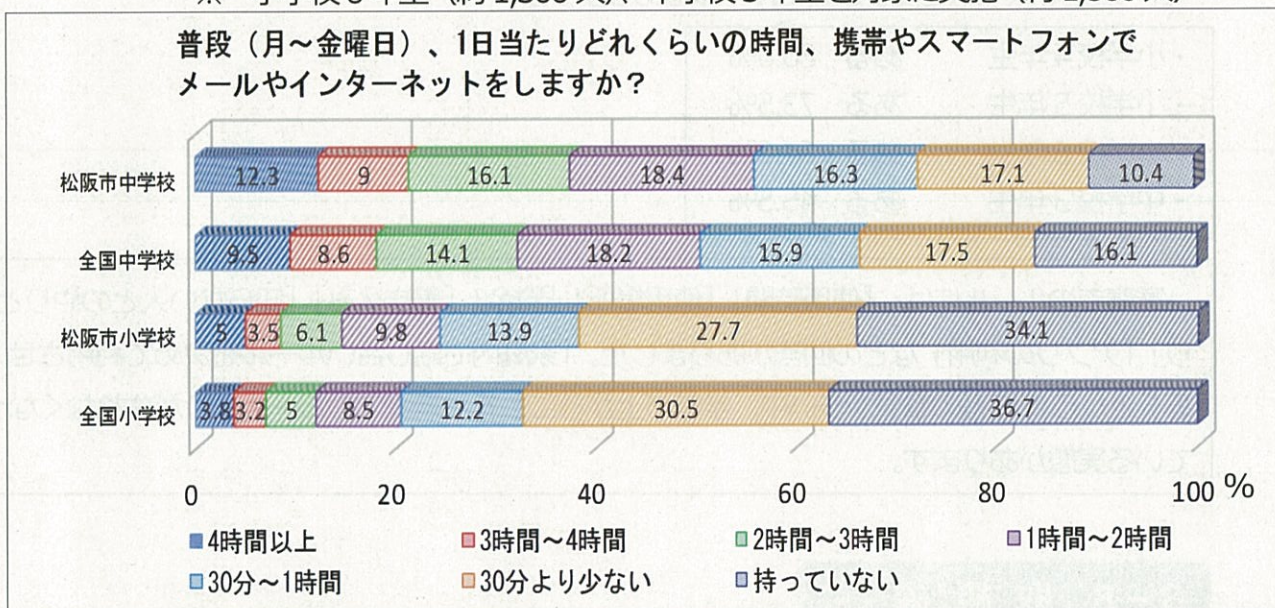
(1) 現状

児童生徒の携帯電話やスマートフォンの利用拡大に伴い、長時間の使用による学力低下が心配されます。さらには、「ネットトラブル」や「ネットいじめ」が社会問題となっており、それらから子どもを守るために、家庭でのルールづくりを行うことが大切です。

【図表 11】平成 29 年度 全国・学習状況調査結果

※ 小学校 6 年生 (約 1,300 人)、中学校 3 年生を対象に実施 (約 1,300 人)

普段 (月～金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、携帯やスマートフォンでメールやインターネットをしますか？



- ① 2時間以上携帯電話やスマートフォンでメールやインターネットをする中学校3年生
 - ・全国 32.2%
 - ・松阪市 37.4%
- ② 2時間以上携帯電話やスマートフォンでメールやインターネットをする小学校6年生
 - ・全国 12.0%
 - ・松阪市 14.6%
- ③ 携帯電話やスマートフォンを持っている・持っていない中学校3年生
 - ・全国 持っている(83.9%) 持っていない(16.1%)
 - ・松阪市 持っている(89.6%) 持っていない(10.4%)
- ④ 携帯電話やスマートフォンを持っている・持っていない小学校6年生
 - ・全国 持っている(63.3%) 持っていない(36.7%)
 - ・松阪市 持っている(65.9%) 持っていない(34.1%)

(2) 課題

- ① 中学校3年生・小学校6年生のインターネットの利用頻度が高い。
 - 携帯電話などでインターネットを2時間以上利用する割合は、ともに全国平均を上回っています。
- ② 一部の児童・生徒に、インターネットへの極度の依存がみられる。
 - 1日あたり4時間以上携帯電話などでインターネットをする児童・生徒の割合についても全国平均を上回るなど、一部の児童・生徒において、極度の依存がみられます。

8-7 『スマートフォン等の使用に関する実態調査』結果(抜粋)

(1) 家庭でスマホを使うことにルールはありますか。

・小学校4年生	ある	80.0%
・小学校5年生	ある	73.5%
・小学校6年生	ある	64.6%
・中学校3年生	ある	45.5%

家庭でのルールには、「使用時間」「使用場所」「料金」「書き込み」「知らない人とのやりとり」「アプリの利用」などの回答がありました。「家庭内で話し合いルールを決めて利用させる」という保護者の意見が多い中、学年が上がるにつれ、家庭でのルール作りがされなくなっている実態があります。

8-8 取組課題

SNSやメールなどインターネットによるトラブルを減少させるため、スマートフォンや携帯電話の利用時間制限を設けるなど、家庭でのルール作りについて保護者への啓発、注意喚起が必要です。

8-9 行動計画の指標

目標設定指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (2021年〈平成33年度〉)
スマートフォン・携帯電話の利用に関して、ルール作りをしている家庭	中学校3年生 45.5 % 小学校6年生 64.6 %	中学校3年生 50 % 小学校6年生 70 %

8-10 具体的な行動

(1) スマートフォン等の正しい利用の推進

① 主な取組

- 保護者に向けて家庭でのスマートフォン等の正しい利用について啓発を図ります。

② 概 要

スマートフォン等の利用については、ネットいじめ、ネットトラブル、ネット依存が社会問題となっており、児童生徒の人間関係や生活習慣等に影響を及ぼしています。

この現状を改善するために、主に保護者を対象とした啓発に取り組んでいきます。既に様々な取組を各団体が推進しておりますが、今後においては、広報まつさかや市ホームページなど、多数の方が閲覧する媒体を活用して更なる啓発を図っていきます。

ア 広報まつさかや市ホームページで特集ページを設け、保護者を中心に啓発の充実を図ります。

特集ページにおいて、市内の児童生徒の携帯電話やスマートフォンの保持状況、それらを利用したインターネット利用の状況、これらがもたらすトラブルについて、まず広く周知をしていきます。

現状を周知した上で、スマートフォン等の正しい利用について啓発し、携帯電話やスマートフォン、インターネットへの依存に歯止めを掛けていきます。

イ 学校やPTA、自治会、住民協議会をはじめとした地域が連携した啓発を推進していきます。

現在、学校やPTAが中心となってスマートフォン等の正しい利用推進のための啓発チラシを保護者に配布するなど、既に様々な取組を推進しておりますが、更なる啓発の充実を図るため、自治会や住民協議会をはじめとした地域においても、啓発チラシの配布を実施するなど互いに連携を密にした啓発を推進していきます。

③ 推進主体

松阪市教育委員会(学校支援課)・地域(自治会、住民協議会等)・学校・PTA

第9章

災害対策

9-1 基本的な目標

自然災害に強いまちづくり

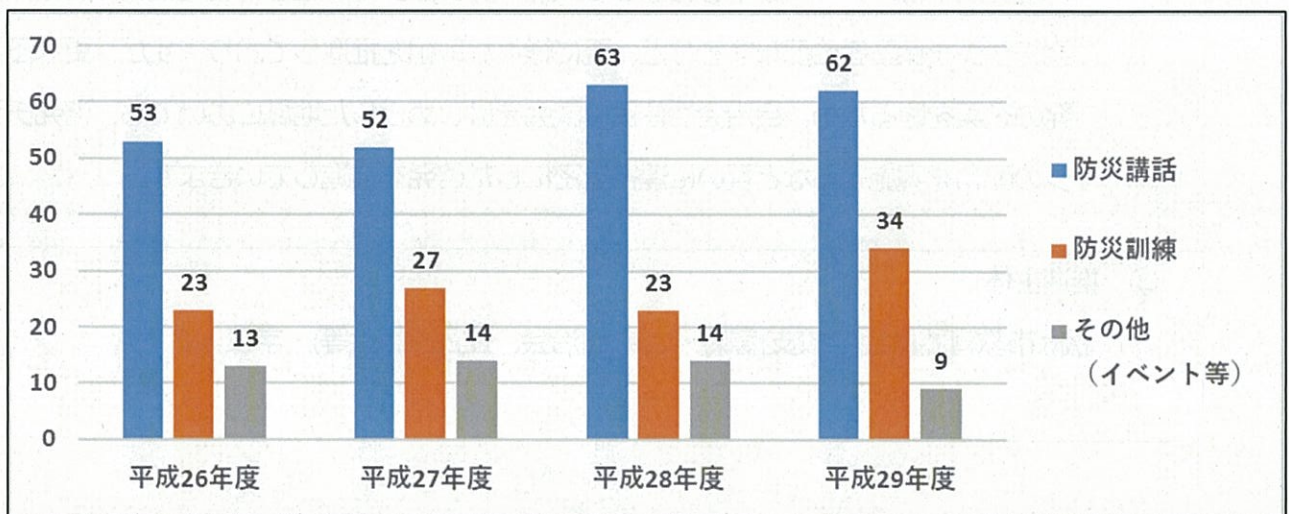
台風や集中豪雨などの自然災害や、南海トラフ地震などの大規模災害などから市民の生命、身体及び財産を守るために、地域住民や各種団体、国、県、警察、消防、企業などの関係機関と連携を行うとともに、都市基盤や防災設備の整備を進めます。また、市民の防災意識の更なる向上のために、継続的な防災教育・啓発を充実します。

9-2 現状と課題

(1) 現状

- ① 近年発生が予想される地震などに備え、防災啓発の強化・避難所の機能強化・地域防災力の更なる向上が必要とされています。
- ② 市域が広く、地理特性が海岸部から山間部に及ぶため、様々な被害が想定され、場所に応じた対策が求められています。

【図表8】防災啓発の実績（平成26年度～平成29年度）



(2) 課題

- ① 地域特性に応じた、更なる災害対策が求められています。
 - 全国で集中豪雨や地震などによる大規模災害が頻発するなか、津波対策や土砂災害対策など、各地域の特性に応じた防災への取り組みが必要となっています。
- ② 避難所の体制などに関する情報の地域住民への更なる周知が求められています。
 - 避難所の体制・管理、カギの管理体制などの情報について、地域内での周知を更に充実させる必要があります。
- ③ 災害に関する情報発信の更なる充実が求められています。
 - 災害に関する情報を聞いても、どう行動すればよいのか、いつ避難すればよいのか把握できていない市民がみえます。

9-3 『市民意識調査』結果(抜粋)

(1) あなたは地域の避難所を知っていますか

・知っている	86.2%
・知らない	12.9%

避難場所を「知っている」方が、全体では80%以上を占めています。
性別では男性が約85%、女性が約87%となっています。

(2) 地域、職場等での防災訓練に参加していますか

・地域での防災訓練に参加している	23.6%
・職場等での防災訓練に参加している	21.4%
・どちらも参加している	3.8%
・どちらも参加していない	49.8%

「地域」に参加している方が23.6%、「職場等」に参加している方が21%となっていますが、半数の約50%が「どちらも参加していない」と回答しています。年代別でみると、50歳以下の現役世代は「職場等」に参加している割合が高く、一方で60歳代以上では「地域」に参加している割合が高くなっています。

(3) 非常用備蓄品を準備していますか

・準備している	49.2%
・準備していない	50.4%

「準備している」と「準備していない」がほぼ同じ割合となっています。性別、年代別でも概ね同様の傾向を示していますが、20歳代が他の年代に比べて「準備している」がやや低くなっています。

(4) ご自宅の家具を固定していますか

・固定している	32.2%
・固定していない	67.4%

「固定している」が3割程度を占めており、性別でも同様の傾向となっています。年代別では、20歳代が18%と低くなっていますが、年代が上がるにつれて増加傾向を示し、70歳以上では38%となっています。

9-4 取組課題

- (1) 災害に備えるための情報の周知方法を検討していく必要があります。
- (2) 家庭や職場、地域における災害対策を更に充実していくことが必要です。

9-5 行動計画の指標

目標設定指標	基準値 (平成30年度)	目標値 (2021年 (平成33年度))
避難所所在地の認知度の向上	アンケート結果において、「知っている」86.2%	100%
地域、職場等での防災訓練等への参加	アンケート結果において、「両方又はどちらかに参加」48.8%	80%以上
非常用備蓄品等の準備	アンケート結果において、「準備している」49.2%	60%以上

9-6 具体的な行動

(1) 災害対策についての周知方法の検討、防災意識の強化

① 主な取組

- 新たな情報発信の場として、啓発イベントを開催します。
- 楽しく学べる災害対策を目的とした出前講座などを行います。

② 概要

南海トラフ地震の発生が危惧されるなか、災害による被害想定などが発表されています。それを受けて、市や地域でも防災訓練、講演会などを開催していますが、参加世代層の固定化、防災意識の風化などの課題があり、防災訓練や防災講演会などが面倒であると感じたり、大きな負担を感じたりする方もみえます。また、全国のどこかで大規模な災害が発生すると、一時的に防災意識が高まるものの、大抵は一過性のものとなり長続きはしない現状があります。

防災には「これで大丈夫」といえる絶対的な対策というものはなく、啓発や訓練の実績を積み重ねることで、初めて防災力として変換することができます。そのため、これまで防災訓練や講演会などに参加していない方に関心を持ってもらうことを目的として、地域での取組に関する情報発信の場としてのイベントを行います。また、「避難所運営ゲーム(HUG)」(※26)や「災害対応カードゲーム(クロスロード)」(※27)など、地域や世代に関係なく、ゲーム感覚で楽しく防災を学ぶことができる場の提供も進めます。

③ 推進主体

市(防災対策課)・地域(自治会、住民協議会等)・事業所

(2) 家庭や職場、地域での災害対策の推進

① 主な取組

- 木造住宅の無料耐震診断の周知や、耐震補強の推進、高齢者世帯等における家具固定の更なる普及を図ります。
- 非常用備蓄品・持出品の準備について、事業所に対しても推奨していきます。

② 概 要

南海トラフ地震をはじめとした大規模な地震の発生が懸念されている昨今、過去の地震において多くの被害があった古い木造住宅の倒壊、家具の転倒などの対策を十分にとっていく必要があります。このため、本市においても、旧建築基準で建てられた木造住宅の無料耐震診断、木造住宅の耐震補強や除却への補助、高齢者世帯等における家具固定などの施策を行っており、広報まつさかや市ホームページで啓発していますが、十分に認知されているとはいえない状況です。

特に、高齢者世帯などは、耐震診断について関心が低い傾向にあり、家具固定についても手続きや固定方法がわからないとも考えられるため、市はもちろんのこと、地域においても、啓発活動や家具固定を行っていく体制の構築を進めていきます。

また、食料等の非常用備蓄品については、近年の大規模災害での状況を鑑み、より一層、啓発を進めていく必要があります。さらに、事業所においても積極的に非常用備蓄品、持出品の準備を進めてもらうことで、公助だけに依存しない自助・共助の体制の構築を目指していきます。

③ 推進主体

市(防災対策課)・地域(自治会、住民協議会等)・事業所

本計画は、行政、関係機関（警察・消防）、関係団体、市民、事業者が、安全で安心して暮らせるまちづくりのためにどのような活動ができるかを、それぞれの立場で協議し、実施すべき取組を「行動計画」としてまとめたものです。

また、「松阪市総合計画」をはじめ、各部局で作成している事業計画を補完し、分野を超えて連携することで、安全で安心なまちづくりを推進することを目的としています。

平成28年3月に当初の計画が策定され、平成28年度から平成30年度の3年間、各分野別に設定した目標設定指標、目標値に向けて実行し、計画期間中においても、計画の進捗状況などの確認を実施してきました。

地域の安全対策として、交通安全対策、防犯対策、自殺対策、高齢者の安全対策、子どもの安全対策、災害対策の6つの分野について取組を進めてきましたが、年度末を迎え、目標の達成状況を確認する中で、目標値を達成したのもあれば、届かなかったものもありました。また、計画の進捗状況を確認し、協議を重ねる中で、目標設定指標や、目標値の見直しの必要性や、新たな課題なども浮き彫りになりました。

本年度で3年の計画期間が満了となるため、今回は、次の計画期間3年（平成31年度～2021年〈平成33年度〉）に向けての第二期の計画となります。

先に述べましたとおり、この計画は各分野において、既に実施されている施策や計画を補完・下支えするものであり、現行施策などの効率面・効果面における点検・改善の促進をする側面もあります。

つまり、各部局が策定している各種計画の起爆剤という役割が強いものであり、独立している他の計画とは一線を画すものです。

本来、安全・安心なまちづくりというのは、縦割りの取組で実現するものではございません。

様々な分野の関係者が一堂に会し、課題や取組について協議することに大きな意義があると考えます。

本計画を地域、行政、各種関係機関・団体、事業所をはじめとした松阪市民全体の安全で安心なまちづくりを構築していく上の基礎として、明るい地域社会の実現を目指していきます。

1 松阪市安全・安心施策推進協議会 委員名簿 (敬称略 委員は五十音順)

役職	氏名	団体・機関名	役職名等	備考
会長	鈴木逸郎	第四地区住民協議会	教育部会長	
副会長	小山利郎	松阪市自治会連合会	会長	
オブザーバー	山路克文	鈴鹿大学 こども教育学部	教授	
委員	池田憲男	松阪地区交通安全協会	事務局長	
委員	井村彰	松阪商工会議所	総務部長	
委員	上岡俊也	松阪地区生活安全協会	事務局長	
委員	塩谷明美	NPO法人松阪子どもNPOセンター	理事長	
委員	大戸房子	松阪市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	
委員	加藤美和	松阪市社会福祉協議会	総務課長	
委員	小林昭彦	松阪地区医師会	会長	
委員	小林豊昌	松阪地区高等学校長会	会長	
委員	榊原尚	中郷まちづくり協議会	会長	
委員	高柳伴子	松阪市青少年育成市民会議	会議委員	
委員	田所桂	朝見まちづくり協議会	防災部会長	
委員	谷口隆	高齢者安心見守り隊	隊員	
委員	中西真衣	松阪市PTA連合会	家庭教育部長	
委員	野田哲也	松阪警察署	生活安全課長	平成31年3月14日～
委員	松本芳昭	松阪地区広域消防組合	参事官兼総務課長	
委員	宮崎紀	第二地区まちづくり協議会	防犯・防災部会長	
委員	森阪剛士	松阪警察署	交通官	平成31年3月14日～
委員	山川良樹	松阪中央住民協議会	会長	
委員	山口美帆子	松阪市社会福祉協議会 福祉のまちづくり課	係長	
委員	山本哲司	松阪市小中学校長会	会長	
委員	湯浅菜美	松阪保健所	副所長	

2 松阪市市民生活・安全防犯条例

近年、強盗、殺人事件等の凶悪犯罪から粗暴犯、窃盗犯罪（空き巣、自動車盗、自販機荒らし、ひったくり等）等の市民生活を脅かす身近な犯罪や悪質な訪問販売、電話勧誘等が増加の傾向にあり、市民の暮らしに大きな不安をもたらしている。

この不安を取り除き市民が安全で安心できる平穏な生活を享受し、さらには未来を担う子どもたちが、健全に育つ良質な社会環境を維持し創造していくことが求められている。そのためには、松阪市のみならず、市域で社会活動や事業を営むものすべてが、人権の擁護に配慮しつつ、それぞれの責務・役割を尊重し共有することで、人びとが安心して暮らすことのできる犯罪のない、良好なコミュニティ社会の形成に努めなければならない。そして市民の相互扶助の精神に根ざした市民自らによる活動や対策を実施していくことが重要であると考える。

犯罪のない『安全・安心な松阪（まち）づくり』に向け基本理念を明らかにするとともに、すべての人びとが安全で安心して暮らすことのできる松阪市を創造するため、ここに条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、地域における犯罪等を未然に防止するため、松阪市（以下「市」という。）、市民及び事業者が果たすべき責務を明らかにするとともに、市民の安全・安心の確保に関する施策（以下「生活安全施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、市民が安心して生活し、又は市への来訪者が安心して滞在することができる『安全・安心な松阪（まち）づくり』の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民とは、市内に住所又は生活又は活動の拠点を置く者、滞在者等をいう。
- (2) 事業者とは、市内で事業を営む個人、法人又は団体をいう。

（市の責務）

第3条 市は、市民が安心して生活し、又は滞在することができるよう、次に掲げる生活安全施策を実施するよう努めなければならない。

- (1) 『安全・安心な松阪（まち）づくり』を進めるために必要な知識の普及、情報の提供その他啓発活動の推進に関する事。
- (2) 警察機関をはじめとする関係行政機関や関係団体及び市民との緊密な連携に関する事。

- (3) その他『安全・安心な松阪（まち）づくり』を達成するために必要な事項に関すること。
- 2 施策の計画、実施にあたっては、第7条に規定する市民生活安全・安心施策推進協議会において協議を行うものとする。
- 3 市は、公正な職務の遂行を損なう行為又は市民生活を脅かす行為若しくは暴力等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図ろうとするすべての行為に対して、毅然とした対応をするために、警察等関係行政機関との連携を図るものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの安全を確保するために次に掲げる措置を講じるとともに、地域の安全に関する活動に取り組み、市が実施する『安全・安心な松阪（まち）づくり』に協力するよう努めなければならない。

- (1) 常に安全・安心に関する意識の高揚と情報の収集に努めること。
- (2) 犯罪の発生を未然に防ぐため、日常生活の安全を確保すること。
- (3) 市民が相互に協力して自主的な地域安全活動を推進すること。
- 2 前項に規定するもののほか、何人も犯罪行為に遭遇した場合、速やかに警察機関へ通報すること。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たって犯罪等の発生を防止するために次に掲げる措置を講じるとともに、市が実施する第3条に規定する施策に協力するよう努めなければならない。

- (1) 事業に伴う管理所有物等を適正に管理すること。
- (2) 地域安全活動に積極的に参加及び貢献すること。
- (3) 従業者に対して地域安全運動、研修会等への参加の機会を提供すること。
- (4) 住宅、商業施設等の建設及び分譲に当たっては、当該区域内での防犯上の安全対策を講じること努めるとともに、市、警察等関係行政機関の施策と整合性を図ること。

(基本計画)

第6条 市長は、生活安全施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民の安全・安心の確保に関する基本的な計画（以下「生活安全・安心基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、生活安全・安心基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ市民生活安全・安心施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、生活安全・安心基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(市民生活安全・安心施策推進協議会の設置)

第7条 第1条に掲げる『安全・安心な松阪（まち）づくり』を目指し、その実現のために、市、市民、事業者及び警察等関係行政機関その他関係団体が、相互に連携及び協力し、各種の施策を円滑かつ総合的に推進するため、市民生活安全・安心施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 市、市民及び事業者等は、地域社会の安全・安心を達成するため、協議会で協議、決定された施策の実施と実現に関して、それぞれの責務に努めることとする。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

3 松阪市安全・安心施策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松阪市市民生活安全・安心防犯条例（平成17年松阪市条例第231号）第7条の規定に基づき、松阪市安全・安心施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 協議会の委員は、30人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 安全・安心のための地域活動を行う団体の代表者又は構成員
- (2) 地域の安全・安心の確保に関し識見を有する者
- (3) 保健、福祉及び医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 公職の故をもって委員となった者の任期は、その職にある期間とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議事項)

第4条 協議会は、市民安全安心事業に関し、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 市が定めようとする生活安全・安心基本計画に関すること。
 - (2) 安全・安心な松阪（まち）づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
 - (3) 地域社会の安全・安心を達成するため、施策の構築と実現に努めること。
 - (4) セーフコミュニティに関すること。
 - (5) その他協議会の目的達成に必要なこと。
- 2 協議会は、安全・安心施策を円滑かつ総合的に推進するため、市長に対して意見を述べることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(議事)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、その会議の議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、地域安全対策課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例
(平成17年松阪市条例第53号)の定めるところにより支給する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第38号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

4 用語集

用語	説明
※1 松阪市総合計画～住みやすさ進行中！バージョンアップ松阪～	<p>松阪市を将来どんなまちにしたいか、目指す目標を定めて、その目標を実現するために、これから市が行う仕事をまとめた計画のこと。</p> <p>総合計画の策定には、地域審議会や、市民幸せ調査など、市民の皆さんにも様々な形で関わっていただいている。</p> <p>現行の計画期間は平成26年度～平成29年度である。</p>
※2 ゾーン30	<p>自動車事故抑止のため、市街地の住宅街など生活道路が密集する区域を指定し、その区域での車の最高速度を時速30キロに制限する交通規制のこと。</p>
※3 ハンプ	<p>道路の一部を隆起させ、通過する車両に上下の振動を及ぼすことで運転者に減速を促す構造物のこと。</p>
※4 松阪市交通安全サポート事業所	<p>交通事故を減少させ市民の交通安全を確保するために、自主的な交通安全活動をしていただける事業所のこと。</p> <p>登録いただいた事業所等には、登録証を交付し、交通安全に関する情報提供、市ホームページ等での活動紹介、交通安全教育教材の貸出などの支援を行う。</p>
※5 松阪市交通指導員	<p>市の委嘱を受け、通学路を中心とした街頭指導などを行っていただく方のこと。</p>
※6 特殊詐欺	<p>振り込め詐欺と、それに類似する手口の詐欺の総称。</p> <p>「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「還付金詐欺」や、「金融商品等取引名目の詐欺」などの手口がある。最近では、「訴訟最終告知」のハガキや封筒が届く事例が相次いでいる。</p>
※7 自主防犯パトロール団体	<p>自治会、住民協議会等、地域の防犯ボランティアによる自主的な防犯パトロール活動を行う団体のこと。</p> <p>地域における犯罪抑止効果のほか、地域コミュニティの再生も期待されている。</p>

<p>※8 青色回転灯防犯パトロール団体</p>	<p>自主防犯パトロール団体のうち、青色の回転灯を装備した自動車（青パト）を用いて防犯パトロールを行っている団体。 警察から認定を受けた団体は自動車に青色回転灯を装備してパトロールすることが認められている。</p>
<p>※9 子どもを守る家</p>	<p>子どもの登下校や放課後に、連れ去りや付きまといなどの行為による被害を未然に防ぎ、子どもを一時的に保護する緊急避難所として登録された民家のこと。 設置推進団体により、民家や店舗へ設置協力者としての協力をお願いしている。</p>
<p>※10 三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン</p>	<p>防犯カメラの有効性とプライバシー保護との調和を図り、防犯カメラに対する不安を緩和し、防犯カメラの設置を促進することを目的に、防犯カメラの設置者等が最低限配慮すべき事項をまとめたもの。</p>
<p>※11 地域ふれあいタウンウォッチング</p>	<p>平成27年度から実施。 地域の児童と保護者、地域住民、教職員、行政が一緒になって、学校周辺の危険箇所について考える場を設け、今後の地域づくりのきっかけとなることを目的とし、学校の授業の場を活用して実施する。また、児童に交通安全、防犯、防災の視点を身につけてもらうことも目的とする。</p>
<p>※12 犯罪被害者支援窓口</p>	<p>犯罪被害に遭われた方やそのご家族が相談することができる窓口として、平成30年9月に開設。 市役所で可能な手続き等のご案内や、支援を行っている関係機関・団体等をご紹介します、各機関の支援内容等についてご案内するなどして、問題解決に向けた支援を行っている。</p>
<p>※13 メンタルパートナー</p>	<p>自殺予防について正しい知識を持ち、身近な人の変化に気づき、自殺を考えている人、悩んでいる人を相談窓口等へつなぐ役割が期待される人のこと。</p>
<p>※14 地域包括ケアシステム</p>	<p>厚生労働省により進められている、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とし、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる、地域の包括的な支援体制のこと。 2025年（平成37年）を目途に構築を推進している。</p>

<p>※15 高齢者虐待</p>	<p>家庭内や施設内での高齢者に対する虐待行為のこと。</p> <p>高齢者の基本的人権を侵害・蹂躪し、心や身体に深い傷を負わせる行為であり、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（介護や世話の放棄）などの種類がある。</p>
<p>※16 地域包括支援センター</p>	<p>高齢者と家族を支えるために開設された、保健・医療・福祉・介護に関する総合的な相談窓口のこと。</p> <p>市内に5つの地域包括支援センターがあり、それぞれに担当地区（公民館区）がある。</p>
<p>※17 介護予防いきいきサポーター</p>	<p>介護予防いきいきサポーター養成講座（2時間程度の講座を6回受講）を受け、介護予防や健康づくりについて学び、自ら介護予防に取り組むほか、地域に介護予防の輪を広げていただく方のこと。</p>
<p>※18 高齢者安心見守り隊</p>	<p>認知症高齢者やその家族の身近な理解者として地域での見守りや、認知症の理解の啓発に協力いただく方のこと。</p> <p>活動を行うには、各地域包括支援センターが行う「高齢者安心見守り隊養成講座」を受講する必要がある。</p>
<p>※19 徘徊SOSネットワークまつさか</p>	<p>徘徊等により行方が分からなくなった方が発生した際に、事前に登録してある協力機関、協力者で情報を共有し、できるだけ早く、ご家族の元に戻れるようにするメール又はFAXによるネットワークのこと。</p>
<p>※20 認知症サポーター</p>	<p>認知症サポーター養成講座（1～2時間程度）を受け、認知症についての基本的な知識を持ち、認知症の方やその家族の身近な理解者として、また見守りの担い手として活躍する方のこと。</p>
<p>※21 高齢者ボランティアポイント事業</p>	<p>市内の介護保険施設などでボランティア活動を行った場合、活動実績に応じてポイントを取得し、これに対して交付金を交付する制度のこと。</p> <p>介護予防事業の一環として、65歳以上の方が、ボランティア活動を通じ、地域貢献や社会活動に参加することで、生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。</p> <p>登録は市社会福祉協議会（支所含む）で行うことができる。</p>

<p>※22 お元気応援ポイント事業</p>	<p>宅老所・老人クラブ等の活動など介護予防や健康増進につながる団体の活動に(事前に申請必要) 参加された方に対して、参加賞や抽選による賞品が当たるなどの制度のこと。</p> <p>高齢者の方が、地域の様々な集いの場に積極的に参加していただき、介護予防や健康増進を図り、元気でいきいきとした地域社会をめざすことを目的とする。</p>
<p>※23 児童虐待</p>	<p>児童の保護者（親など）やその同居人などが児童に対して虐待を加えること。</p> <p>身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト（育児の放棄）などの種類がある。</p>
<p>※24 面前DV</p>	<p>子ども（18歳未満）の目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうこと。</p> <p>直接的に暴力を受けなくても、DVを見聞きして育つ子どもは心身に傷を負い、成長後もフラッシュバックに苦しむこともあることから、心理的虐待のひとつと認定されている。</p>
<p>※25 児童虐待通告用全国共通ダイヤル「189」</p>	<p>虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや子育てに悩んだときなどに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号。</p> <p>「189」にかけると近くの児童相談所につながり、匿名で通告・相談ができ、相談した人物や内容に関する秘密は厳守される。</p>
<p>※26 避難所運営ゲーム (HUG)</p>	<p>図上訓練の一種として開発された避難所運営ゲーム。</p> <p>避難所施設に見立てた平面図にどれだけ適切に避難者を配置できるか、また避難所で起こるいろいろなトラブルなどにどう対応していくかを模擬体験することができるため、住民が避難所運営を主体的に考えるためのツールとなる。</p>
<p>※27 災害対応カードゲーム (クロスロード)</p>	<p>災害対応は、ジレンマを伴う重大な決断の連続にとらえ、これをカードゲーム化したもの。</p> <p>災害対応には正解がなく、その時の状況によって判断が異なるということを体験できたり、様々な意見や価値観を参加者同士で共有することができるなどの効果がある。</p>

松阪市安全で安心なまちづくりの推進に関する行動計画（第二期）

平成31年3月発行

松阪市環境生活部地域安全対策課

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

TEL 0598-53-4074

FAX 0598-22-1057

E-mail anz.div@city.matsusaka.mie.jp

URL <http://www.city.matsusaka.mie.jp/>